

令和6年度上村デイサービスセンターの指定管理料の上限額変更について

1 指定管理者

特定非営利活動法人 わだの家

2 指定管理料の原則（指定管理者制度に関するガイドラインより）

指定管理料とは、仮に市が直営で指定管理業務（指定事業に限る。）を実施した場合の必要経費を積算し、その必要経費に相当する額を指定管理者に支払うものをいう。

ただし、市が直営で実施した場合において、通常に施設の使用料等の収入があり、その収入を必要経費に充て、かつ、指定管理者に収受させることが適当と判断したものは、必要経費から収入を差し引いて積算したものが標準的な指定管理料となる。

3 指定管理料措置の考え方

指定管理施設において事業から得られる利用料金を収入として事業を行う場合、指定管理料は原則として措置しないこととされるが、考慮すべき理由を有する施設は措置を適当と判断している。

上村デイサービスセンターは、介護報酬を事業から得られる利用料金として通所介護サービスを提供している施設であるが、施設利用対象者の居住範囲が遠山圏域に限定されるため、利用者確保について地理的に不利であるという考慮すべき理由により、公の施設のあり方を踏まえて指定管理料を措置する。

4 指定管理料上限額の変更理由

施設から以下の理由による計画変更が提出されたため

「前年度末より南信濃デイサービスセンター閉鎖により利用者が増加していたが、入院や施設入所により利用者が減少したことで利用率が当初の予測を下回り、事業収入の減少が見込まれる（利用者の減少に伴う経費の減額については物価高騰の影響により増減なしと見込む）」

指定管理料上限額の増額

令和6年度当初 指定管理料	令和6年度変更後 指定管理料（案）	増額	変更の要因
9,215 千円	14,126 千円	4,911 千円	利用者減による利用率の減

5 指定管理料上限額の設定に係る積算結果

(1) 令和6年度上村デイサービスセンター当初上限設定

単位：円

収入 A		51,551,710
事業収入		51,551,710
定員 a	27	
営業日数 b	309	
延定員 $c=a \times b$	8,343	
平均利用率 d ※	64.3%	
平均延利用人数/年 $e=c \times d$	5,362	
平均延利用人数/月 $f=e/12$	447	
単価 g	9,614	
平均利用収入 $h=e \times g$		51,551,710
支出 B		60,767,161
人件費（常勤職員数 10）		45,838,560
事業費		14,928,601
光熱水費		5,105,742
上記以外		9,822,859
収支 A-B		▲ 9,215,451

(2) 令和6年度上村デイサービスセンター上限設定修正案

単位：円

収入 A		46,640,398
事業収入		46,640,398
定員 a	27	
営業日数 b	309	
延定員 $c=a \times b$	8,343	
平均利用率 d ※	58.1%	
平均延利用人数/年 $e=c \times d$	4,851	
平均延利用人数/月 $f=e/12$	404	
単価 g	9,614	
平均利用収入 $h=e \times g$		46,640,398
支出 B		60,767,161
人件費（常勤職員数 10）		45,838,560
事業費		14,928,601
光熱水費		5,105,742
上記以外		9,822,859
収支 A-B		▲ 14,126,763